

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく指示処分等の基準新旧対
照表

〔平成 12 年 6 月 22 日〕
福岡県公安委員会規程第 7 号
(改正部分は、下線部分である。)

旧	新
第 1 条～第 2 条 (略) (指示処分) 第 3 条 (略) 【追加】	第 1 条～第 2 条 (略) (指示処分) 第 3 条 (略) <u>2 2 以上の営業所を有する風俗営業業者又は特 定遊興飲食店営業業者の一の営業所における法 令違反行為について、指示処分を行い、又は 営業の停止を命ずる場合で、当該法令違反行 為の態様、組織性等に鑑み、同様の法令違反 行為が他の営業所においても行われる蓋然性 が認められ、これを未然に防ぐ必要があると き又は当該指示処分若しくは営業の停止を命 ずる場合の実効性を担保するために必要なと きは、当該法令違反行為の事実を根拠として 、当該他の営業所に関しても指示処分を行う ことができるものとする。</u>
第 4 条～第 5 条 (略) (指示処分の内容) 第 6 条 (略) 2 ～ 3 (略) 【追加】	第 4 条～第 5 条 (略) (指示処分の内容) 第 6 条 (略) 2 ～ 3 (略) <u>4 公安委員会は、2 以上の営業所を有する風 俗営業業者又は特定遊興飲食店営業業者につ いて、一の営業所に関して行われた法令違反 行為を処分事由として、他の営業所について も指示処分を行う場合、当該指示処分の内容 を一の営業所について行うものと必ずしも同 一とする必要はなく、個別の事情に応じて決 定するものとする。</u>
第 7 条 (略) (指示処分と他の行政処分との関係)	第 7 条 (略) (指示処分と他の行政処分との関係)
第 8 条 公安委員会は、風俗営業若しくは特定	第 8 条 公安委員会は、風俗営業若しくは特定

遊興飲食店営業の許可の取消し又は店舗型性風俗特殊営業若しくは店舗型電話異性紹介営業の廃止を命ずる場合は、指示処分を行わないものとする。

第9条～第13条（略）

遊興飲食店営業の許可の取消し又は店舗型性風俗特殊営業、受付所営業若しくは店舗型電話異性紹介営業の廃止を命ずる場合は、指示処分を行わないものとする。

第9条～第13条（略）